

クールジャパンに関わる外国人材の就労解禁

港区議会議員 玉木 真
特区ビジネスコンサルティング

提案の内容

食、ファッション、美容、デザインなどクールジャパン関連の分野で、外国人の就労資格を緩和し、一定期間の修業を認める。

一方、制度を悪用した外国人の在留などが生じることを防ぐため、修業できる店舗等は信頼性の高いところに限定し、十分なチェックを行なうなどの制度を条例で定める。

実施予定地域

東京都港区

実現による経済社会的効果

食、ファッション、美容、デザインなどの分野では、日本の文化や技術が世界で高く評価され、あこがれを持たれている。

しかし、現状では、

- ・外国人が、本場の日本でこうした分野の修業をしようと思っても、就労資格が制限され、修業できないことが一般的である。(伝統的な和食については、一定の制限のもとで修業が認められるようになったが、これは例外的な制度にとどまっている。)
- ・また、外国人がこうした分野でのサービス等を利用しようとしても、外国語対応が不十分といった問題もある。(例えば、都心の美容室では、外国語対応のできる美容師が不足しており、外国人観光客のニーズに応えきれていない。)

外国人の就労資格を緩和し、一定期間の修業を認めるようにすれば、こうした両面の問題に対応することができる。

規制特例の必要性

特区内に限って、一定の条件のもとで在留資格の緩和を行なう必要がある。